廣 野 秀 樹 殿

金沢地方検察庁検察



返 戻 書

貴殿から検事総長宛に送付されました告訴状等につきましては、最高検察庁から当庁宛に回送されましたが、当庁において、再度、検討しましたところ、具体的な犯罪事実の記載が認められないため、刑事告訴として受理することができませんので、本年10月2日付け告訴状及び同月16日付け返戻書を返戻いたします。